

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

受取には、請求書の提出が必要ですが、案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

○対象となる方

- ・老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たしている方
- ① 65歳以上
- ② 世帯全員で市町村民税が非課税
- ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- ・障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約462万円以下である方

○請求手続き

- ① 新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方または受取り対象となる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、提出して

ください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分から遡って受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所まで請求手続きをしてください。

※詐欺に注意

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号、暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

○お問い合わせ

ねんきんダイヤル
☎0570(05)1165

青色決算説明会及び年末調整説明会の開催見合わせについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、青色決算説明会及び年末調整説明会の開催については、見合わせます。

○お問い合わせ

古河税務署 法人課税第一部門
☎(32)4161(ダイヤルイン)
※電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択ください。

「いばらきアマビエちゃん」に登録を!

施設や店舗を安心して利用していただくため、茨城県の新型コロナウイルス感染症防止対策「いばらきアマビエちゃん」システムを活用し、お客様へ安心感をPRしましょう。

システムに登録すると、県から「感染防止対策宣誓書」が発行されるため、ガイドラインを遵守していることを利用者に周知でき、安心して施設や店舗を利用いただけます。事業者の方は、ぜひ登録をお願いします。

詳細は、茨城県ホームページで確認してください。
※感染者が発生した場合、同日に同じ施設を利用した方に注意喚起の通知が送られますが、発生した施設名等が記載されることはありません。
○スマートフォンだけでなくガラケー（フィーチャーフォン）を使っている方でもシステムを活用できます!

二次元コードを利用し、不特定多数の人が集まる施設やイベントで同じ日に二次元コードを撮影した人にメールを送信する仕組みとなっています。濃厚接触者だけでなく、同じ

日に同じ場所に居たことにより感染者と接触した可能性がある方に幅広く注意喚起を行うものです。

○お問い合わせ

茨城県産業戦略部中小企業課
☎029(301)5472



茨城県の最低賃金が「時間額851円」に改正

県内で働くすべての労働者に適用されます。詳しくは、お問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城労働局賃金室
☎029(224)6216

○最低賃金引上げに向けた支援策

- ① ワン・ストップ無料相談窓口
茨城働き方改革推進支援センター
☎0120(971)728
- ② 業務改善助成金
茨城労働局雇用環境・均等室
☎029(277)8294
- ③ キャリアアップ助成金
茨城労働局職業対策課
☎029(224)6219

個人事業税第二期分の納付について

個人で事業を行っている方で、一定の所得を超えた場合、個人事業税が課税されます。

第二期分の納付書を11月中旬に送付しますので、必ず、11月30日(月)の納期限までに納めるようお願いいたします。

○お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所 境支所
☎(87)1120

11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

誰もが突然、事件や事故などにあう可能性があります。被害にあった際は、境警察署や次の相談窓口等に相談ください。

被害にあった方やその家族が回復するには、周囲の方の理解とあたたかな支援が必要です。みなさんのご協力をお願いします。

○お問い合わせ

- ・境警察署 ☎(86)0110
- ・茨城県警察 性犯罪被害相談「勇気の電話」
#8103または
☎029(301)0278
- ・(公社)いばらき被害者支援センター
☎029(232)2736